



第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の経緯

## (1) 国の動向

わが国では、急速な経済発展に伴う生活水準の向上、世帯構造の変化等により、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する国民の価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいます。

そのような状況下、健全な食生活の実践や、地域の伝統的な食文化の継承が難しい状況にあり、「食」についての問題が顕在化してきています。

そこで国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に平成17年7月に食育基本法を施行しました。

以後、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めた「食育推進基本計画」が策定され、平成28年3月には、「第3次食育推進基本計画」が策定されました。

### ◆重点課題◆

#### 第3次食育推進基本計画

##### ～実践の環を広げよう～

- 1 若い世代を中心とした食育の推進
- 2 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 3 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 4 食の循環や環境を意識した食育の推進
- 5 食文化の継承に向けた食育の推進

※第3次食育推進基本計画の概要については81ページ参照

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

## (2) これまでの千葉市の食育推進

本市では、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、千葉市食育推進計画（以下、「第1次計画」とする。）〈計画期間：平成21～25年度〉及び第2次千葉市食育推進計画（以下、「第2次計画」とする。）〈計画期間：平成26～30年度〉を策定し、未来を担う子どもたちが生涯にわたって、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、子どもたちへの食育に重点をおくとともに、市民一人ひとりが生活習慣病等を予防し、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに取り組めるように、関係機関・団体等と連携・協働のもと食育を推進してきました。

### 基本理念

**子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切に、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。**

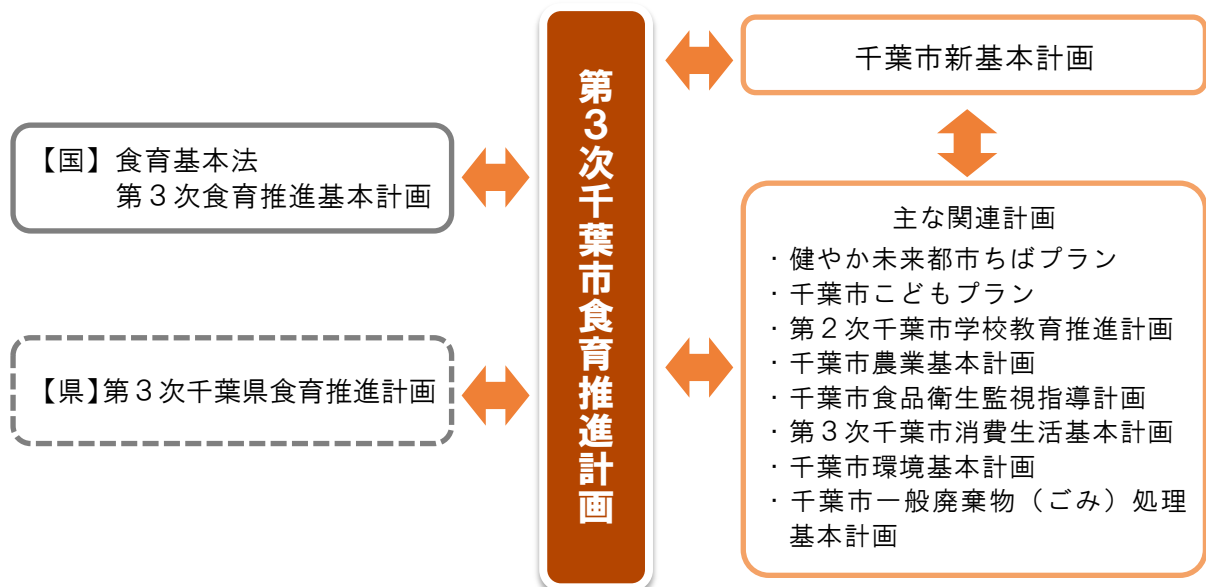
※第2次計画の概要については10ページ参照

## 2 第3次千葉市食育推進計画策定の概要

### (1) 計画の位置づけ

第3次千葉市食育推進計画（以下、「本計画」とする。）は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、「健やか未来都市ちばプラン」など本市の関連計画との整合性を図り、また、国の「第3次食育推進基本計画」と、県の「第3次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させました。



食育基本法：食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立、同年7月15日に施行されました。

第3次食育推進基本計画：食育基本法に基づき策定された、平成28年度から32年度までの5年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

#### 第3次千葉県食育推進計画（ちばの恵みで まんてん笑顔）

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、平成29年度からの5年間の計画です。

第2次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承しつつ、世代別の視点を取り入れ再構築するなど、より一層食育推進の取組を充実し、県民一人ひとりが主役となり、健康で笑顔あふれる暮らしを実現することを目指します。

## (2) 第3次千葉市食育推進計画の方向性

本市の食を取り巻く現状から見えてきた課題等を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として本計画を策定しました。

## 基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

## 3つの基本目標

## 基本目標1

健康寿命の延伸につながる食育

## 基本目標2

生産から食卓までつながる食育

## 基本目標3

地域や関係者がつながる食育

## 5つの施策展開

1

家庭・地域における食育の推進

2

保育所、認定こども園、幼稚園、学校等における食育の推進

3

地産地消の推進、環境にやさしい食育の推進

4

食の安全・安心に関する情報の提供

5

食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

本計画の期間は、2019 から 2023 年度までの5年間とします。